

180 日超え入院についてのお知らせ

入院期間(同じ病気で病院(診療所)に入院していた期間を含む)が180日を超えた場合は入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については選定療養として患者様に負担していただくこととなります。

当院では、当階ご入院中の患者様が対象となり180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

特別入院基本料・・・1日につき 1,001 円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重度の肢体不自由者(脳卒中の後遺症の方、認知症の方を除く)
- ◎ 重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- ◎ 人工呼吸器を使用されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります。
詳しくは 1F 総合受付へお尋ねください。

以上

2021 年 4 月 1 日



IMS<イムス>グループ 医療法人 三愛会

埼玉みさと総合リハビリテーション病院